

令和5年11月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年11月13日（月）
開会：午前10時 閉会：午前10時20分
- 2 開催場所 新館大会議室
- 3 会議次第
 - 9月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第41号 令和5年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計11月補正予算（第1次）に関する意見の申出について
 - 議案第42号 指定管理者の指定（大津市立大津公民館）に関する意見の申出について
 - 議案第43号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第44号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 4 出席委員
島崎教育長、壽委員、田村委員、大西委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、小島教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、駒井同課副参事、北同課主事、佐藤同課主事、杉江教職員室長、上杉学校教育課長、沖本児童生徒支援課長、藤原学校給食課長、足立生涯学習課長、高山同課主幹、遠藤生涯学習センター所長、長堀幼保支援課長、堀井幼児教育指導監、山田子ども・若者政策課長補佐
- 6 会議を傍聴した者
（1）一般傍聴者 0人 （2）市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が11月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て非公開とすることを決定

9月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第41号 令和5年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計11月補正予算(第1次)に関する意見の申出について

【説明】

○小島教育部次長 本件は、市議会11月通常会議に提出する補正予算案について、教育委員会の意見を伺うものである。

本補正予算案は、大きく分けて、当初予算設定時からの職員数の増減や人事異動等に伴う諸手当の増減及び人事院勧告に準拠した給与改定に伴う人件費の補正と、それ以外の事業費の補正がある。人件費については説明を割愛し、その他のものについて説明する。

一般会計教育費の補正額は、1億3,837万3千円の増額となり、補正後の教育費予算総額を145億3,946万1千円とするものである。

通番63「生涯学習センター施設改修事業費」は、生涯学習センター内の駐車場が不足していることから、隣接する県の所有地を取得するに当たり、不動産鑑定手数料や用地購入費を措置するものである。生涯学習センターの駐車場は現在97台分であるが、当該用地を取得することにより50台程度増加し、合計150台程度となる見込みである。

債務負担行為については、大津公民館の指定管理者の指定に当たり、指定期間である令和6年度から令和8年度までの3年間の予算を措置するものである。

学校給食事業特別会計の補正額は、273万7千円を増額し、補正後の予算総額を、29億594万6千円とするものである。内容については、人件費の補正となっている。

○長堀幼保支援課長 通番59「幼稚園管理運営費」は、保育業務支援システムにおいて、特定の欠席事由による欠席の減算など、園児ごとの個別の教育日数を集計し反映させる仕様変更に係る経費であり、通番60「幼稚園管理運営費」は、幼稚園の送迎用バスの運行経費を対象として、過年度に交付された保育対策総合支援事業補助金の精算に伴う返還金である。

【質疑】

○田村委員 通番59「幼稚園管理運営費」について、県交付金を活用したシステムのカスタマイズとあるが、仕様の縛りはあるのか。

○長堀幼保支援課長 費用の4分の3が県から交付されるものであり、一定の要項はある。

【採決】 可決

○議案第42号 指定管理者の指定(大津市立大津公民館)に関する意見の申出について

【説明】

○足立生涯学習課長 大津市立大津公民館について、令和6年度から3年間で指定期間として株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理者として指定しようとするものである。

今年度末で大津公民館の指定管理期間が終了することに伴い、令和6年4月1日以降の指定管理者を選定するものであるが、大津公民館は大津市民会館との複合施設であることか

ら、市民部と共同の指定管理者選定委員会において選定を行った。

現地説明会には3団体来られたが、申請を受け付けたのは2団体であった。

選定された株式会社ケイミックスパブリックビジネスは、利用促進の方策や利用者のニーズの反映が具体的であり、サービスの向上や利用率の向上が期待できると委員に評価された。

もう1つの団体については、評価が最低水準点に達していない項目があったことから、順位なしとなっている。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第43号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

○議案第44号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○青山教育総務課長 2つの議案は、本年の人事院勧告に準じ、関係する条例の一部を改正する条例案を市議会11月通常会議に提出するに当たり、教育委員会の意見を伺うものである。

議案第43号の条例改正の内容は、人事院勧告に準じ、本市の幼稚園教諭及び指導主事の給料月額を引き上げるものである。今年度は、全ての等級及び号給において増額する改定となっている。施行日は公布の日からであるが、令和5年4月1日に遡っての適用となり、差額は年度内に支給される予定となっている。

なお、期末・勤勉手当については、一般職員の例によるとしており、大津市一般職の職員の給与に関する条例の改正によって、合計0.1月分引き上げられる。

議案第44号の条例改正の内容は、教育長の期末手当について、人事院勧告に準じ、0.1月分引き上げるものである。令和5年度については、12月の期末手当のみ0.1月分引き上げ、令和6年以降については、6月・12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、年間で0.1月分引き上げる改正となっている。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が11月定例会の閉会を宣言